第二百十六条第三項の表関東財務局の項中「十人」を「十一人」に改め、同表合計の項中「三十三人」を「三十四人」に改める。

第二百二十八条第一項中「二百二十三人」を「二百二十五人」に改める。

第二百三十二条第一項中「五十八人」を「六十人」に、「六百二人」を「五百九十五人」に改める。

第二百三十四条第一項中「百五十一人」を「百五十二人」に、「三百人」を「二百九十九人」に改める。

第二百三十五条第二項を次のように改める。

2　前項に掲げる課のほか、関東財務局の管財第一部に、国有財産調整官二人以内、宿舎技術調整官一人、統括国有財産管理官三人以内、特別国有財産監査官一人及び統括国有財産監査官二人以内を、近畿財務局の管財部に、国有財産調整官二人以内、宿舎技術調整官一人、統括国有財産管理官四人以内、統括国有財産監査官二人以内及び首席国有財産鑑定官一人を、東海財務局の管財部に、国有財産調整官一人、統括国有財産管理官五人以内、統括国有財産監査官二人以内及び首席国有財産鑑定官一人を、中国財務局の管財部に、国有財産調整官及び特別国有財産管理官それぞれ一人、統括国有財産管理官四人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を、北海道財務局及び東北財務局の管財部に、国有財産調整官一人、統括国有財産管理官三人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を、九州財務局及び福岡財務支局の管財部に、国有財産調整官一人、統括国有財産管理官二人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を、北陸財務局及び四国財務局の管財部に、統括国有財産管理官、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を置く。

第二百三十六条第二項中「国有財産調整官一人」を「国有財産調整官二人以内」に改める。

第二百四十二条中「第一号、第三号及び第九号」を「各号」に改める。

第二百四十八条第一項中「二十三人」を「二十二人」に改める。

第二百五十条第一項中「九十五人」を「九十七人」に、「二百十人」を「二百十一人」に改める。

第二百五十五条第二項中「及び理財第五課」を「、理財第五課及び理財第六課」に改め、同条第四項中「、岐阜財務事務所」を削る。

第二百五十八条（見出しを含む。）中「及び理財第五課」を「、理財第五課及び理財第六課」に改める。

第二百六十三条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百六十五条第一項第四号中「係るもの」の下に「並びに調査部の所掌に属するもの」を加え、同項第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　通関業の監督及び通関士に関すること。

第二百六十六条第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　輸出された貨物に関する調査及び検査に関すること。

第二百六十八条第二項中「、東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関及び神戸税関の総務部に通関業監督官及び首席通関業監督官それぞれ一人を、函館税関、門司税関及び長崎税関の総務部に通関業監督官それぞれ一人を」を削る。

第二百七十五条及び第二百七十六条を削る。

第二百七十七条を第二百七十五条とし、第二百七十八条から第二百八十三条までを二条ずつ繰り上げる。

第二百八十四条第一項中「三十三人」を「二十三人」に改め、同条第二項中「、第二百七十五条及び第二百七十六条に規定する」を「に掲げる」に改め、同条を第二百八十二条とする。

第二百八十五条を次のように改める。

第二百八十三条から第二百八十五条まで　削除

第二百八十六条第三項の表横浜税関の項中「十四人」を「十五人」に改め、同表合計の項中「七十四人」を「七十五人」に改める。

第二百九十二条第三号中「調査部」を削る。

第二百九十六条第一項中「神戸税関」を「横浜税関及び神戸税関」に改め、「、横浜税関」を削る。

第二百九十七条第一項中「四人」を「五人」に改める。

第二百九十八条第一項中「五百七十人」を「五百六十二人」に改める。

第三百一条第二項中「、統括調査官（函館税関及び長崎税関を除く。）」を削り、「除く。）」の下に「、通関業監督官、首席通関業監督官（函館税関、門司税関及び長崎税関を除く。）」を加え、同条第三項中「、統括調査官」を削り、「特別分析官」の下に「、通関業監督官、首席通関業監督官」を加え、同項の表を次のように改める。

	統括審査官	特別審査官	統括分析官	特別分析官	通関業監督官	首席通関業監督官	総括関税鑑査官	総括原産地調査官	総括認定事業者管理官	総括知的財産調査官	総括関税評価官
函館税関	二人	二人	一人	—	一人	—	—	—	—	—	—
東京税関	十七人	二人	二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
横浜税関	十二人	一人	一人	一人	一人	一人	—	—	—	—	—
名古屋税関	七人	二人	一人	一人	一人	一人	—	—	—	—	—
大阪税関	八人	二人	一人	一人	一人	一人	—	—	—	—	—
神戸税関	六人	三人	一人	一人	一人	一人	—	—	—	—	—
門司税関	三人	一人	一人	—	一人	—	—	—	—	—	—
長崎税関	二人	二人	一人	—	一人	—	—	—	—	—	—
合　計	五十七人	十五人	九人	五人	八人	五人	一人	一人	一人	一人	一人

第三百三条第一項第九号及び第三百六条第一項第五号中「調査部」を削る。

第三百五条第五項を削る。

第三百八条を削る。

第三百九条を第三百八条とする。

第三百十条を第三百九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（通関業監督官の職務）

第三百十条　通関業監督官は、通関業の監督及び通関士に関する事務（首席通関業監督官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（首席通関業監督官の職務）

第三百十条の二　首席通関業監督官は、前条に規定する事務のうち特に処理困難なものとして、税関長が指定するものをつかさどる。

第三百十五条第一項中「十八人」を「二十人」に改める。

第三百十九条の二第一項中「東京税関」の下に「及び横浜税関」を加え、「、横浜税関」を削る。

第三百二十一条第一項中「二百五十一人」を「二百四十九人」に改める。

第三百二十二条第一項中「八十九人」を「九十九人」に改め、同条第二項中「第三百八条」を「第三百十条、第三百十条の二」に改める。